

## 館林税務署からのお知らせ

- ①復興特別所得税の記載漏れにご注意ください  
平成25年分から平成49年分までの各年分については、所得税と併せて復興特別所得税（所得税額の2.1%）の申告及び納付をすることとされています。
- ②確定申告書はご自宅で作成できます  
国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」で、休日などのご都合の良い時間に作成できます。また、書面で出力し郵送でご提出いただけます。国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>
- 問合せ  
館林税務署  
代表 ☎72-4373（自動音声案内）  
○所得税・消費税に関すること  
個人課税第1部門 ☎72-9507  
○土地・建物・株式などの譲渡、贈与税に関すること  
資産課税部門 ☎72-9516  
○納税・還付に関すること  
管理徴収第1部門 ☎72-9501

### ■ 申告相談日程表 ■

月日(曜日)	対象行政区
2月16日(月)	1区
17日(火)	2区
18日(水)	3区～5区
19日(木)	6区・7区
20日(金)	8区・9区
23日(月)	10区・11区
24日(火)	12区・30区
25日(水)	31区
26日(木)	32区
27日(金)	全行政区
3月2日(月)	13区・14区
3日(火)	15区・16区
4日(水)	17区・18区
5日(木)	19区・20区
6日(金)	21区・22区
9日(月)	23区・29区
10日(火)	24区
11日(水)	25区
12日(木)	27区
13日(金)	26区・28区
16日(月)	全行政区

- ◇住宅借入金等特別控除説明会 2月9日(月)  
◇年金所得者申告相談会 2月10日(火)・12日(木)

## 「町・県民税申告案内はがき」

町・県民税の申告が必要と思われるかたには、1月中旬に「申告案内はがき」を送付させていただきました。従来の町・県民税申告書は送付していませんのでご注意ください。

なお、事前に町・県民税申告書や収支計算書が必要なかたは、最寄りの公民館または役場戸籍事務課窓口にて用意してありますのでご利用ください。また、町ホームページからも入手できます。

### 申告相談に必要な書類

- ① 事業所得者は収支が分かる帳簿や領収書、給与・年金所得者は源泉徴収票の原本
- ② 生命保険料、個人年金保険料、地震保険料等の控除証明書
- ③ 国民年金保険料の控除証明書または領収書、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、農業者年金保険料などの領収書
- ④ 印鑑、本人名義の口座の分かるもの（所得税の還付を受けるもの）

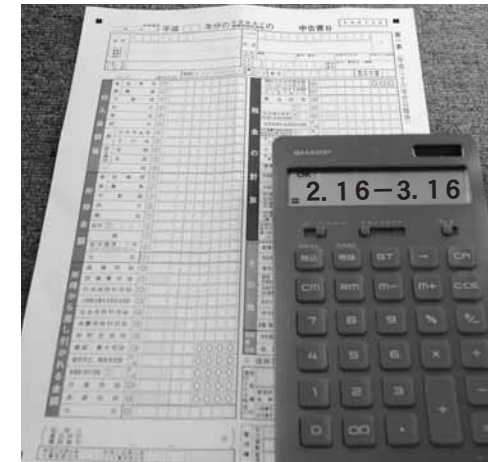
けるかた）  
⑤ 住宅借入金等特別控除を受けるかたは、年末残高証明書、登記事項証明書（土地、家屋）、契約書の写し、住民票の写し、補助金等の額が分かる書類  
※認定長期または認定低炭素住宅の特例を適用する場合は、更に計画認定通知書の写し及び住宅用家屋証明書（写し可）または住宅建築証明書  
⑥ 医療費控除を受けるかたは、平成26年中に支払った医療費の領収書（高額療養費や生命保険などの補てんがある

場合はその金額の分かる書類）  
⑦ 障害者控除を受けるかたは、障害者手帳または障害者控除対象者認定証  
相談会場には多くのかたが訪れるため、待ち時間が長くなってしまう可能性があります。次の点に注意してスムーズな申告にご協力ください。  
① 事業所得、不動産所得のあるかたは、事前に収支の集計をお願いします。

申告相談の日程は左記の表のとおりです。午前9時～11時、午後1時～3時30分の間にお越しください。特に最終日の3月16日(月)は混雑が予想されますので、できるだけ指定の日にお越しください。  
問合せ 住民税係  
☎内線211・212

# 2月16日～3月16日 所得税 町・県民税 申告相談

場所 役場第2庁舎会議室  
受付時間 午前9時～11時  
午後1時～3時30分



2月16日(月)から3月16日(月)までの期間中に役場第2庁舎会議室で申告相談を行います。期間中に必ず申告してください。もし申告されませんと、所得税と町・県民税の税額計算はもちろん、国民健康保険税などの保険料も適正に算出できないほか、各種手続きに必要な所得証明書などの交付もできなくなります。混雑を避けるため、日程表をご確認の上、できるだけ指定の日にお越しください。

### 確定申告が必要なかた

- ① 事業をしているかた、不動産収入のあるかた、土地・建物や株式を売ったかた（なお、青色申告のかた、平成26年中に事業を始めたかた、農業以外の事業所得があるかた、土地や株式などの譲渡所得または損失があるかた、消費税の申告のあるかたは、館林税務署で申告してください）
- ② 給与収入が2,000万円を超えるかた
- ③ 年末調整をした給与以外の各種所得金額の合計額が20万円を超えるかた
- ④ 給与所得者で年の途中で退職し、その後就職をせず年末調整を受けていないかた

### 確定申告をすれば所得税が戻る可能性のあるかた

- ① 給与所得者で住宅ローン控除や医療費控除などを受けることができるかた
- ② 公的年金から源泉徴収された税額があるかたで社会保険料控除や生命保険料控除など所得控除を受けるかた
- ③ 予定納税をしていたかたで申告の必要がなくなったかた

### 町へ町・県民税の申告が必要なかた

- ① 平成27年1月1日現在、板倉町に住んでいて、平成26年中に所得があったかた
- ② 23～64歳のかたで、平成26年中にどなたの扶養にも入っていないかた
- ③ 国民健康保険、後期高齢者医療保険に加入されているかた
- ④ 所得証明書などが必要なかた
- ⑤ 国民年金保険料の免除または若年者納付猶予の申請をするかた

### 町へ町・県民税の申告をする必要のないかた

- ① 税務署（e-TAX含む）で所得税の確定申告をするかた
  - ② 給与所得のみで勤務先から町に給与支払報告書が提出されているかた
  - ③ 公的年金等所得のみで支払者から町に公的年金等支払報告書が提出されているかた（ただし、社会保険料控除や生命保険料控除など所得控除を受けるかたは必要）
- ※申告案内はがきを送られたかたは、①～③に該当するかたを除き、収入の有無に関わらず申告してください。

### 申告相談には指定の日にお越しください

② 医療費控除を受けるかたは、事前に領収書などの集計をお願いします。